

★国民健康保険税の納付時期が変わります

●今までは・・・年間8回で納付(4月と6月は仮徴収月)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○		○		○	○	○	○	○		○	

●これからは

①天引きしない世帯…7月から翌年3月までの年間9回で納付

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			○	○	○	○	○	○	○	○	○

②天引きする世帯(平成20年4月～21年3月) …7・8・9月は納付書または口座振替、10月から天引き

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			○	○	○	○		○		○	

(平成21年4月～) …偶数月のみ天引き

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○		○		○		○		○		○	

軽減・減免が変わります

★2割軽減の申請が不要になります

所得の少ない世帯の負担を軽くするため、一定基準内の世帯は均等割と平等割が軽減されます。申請が不要である7割・5割の軽減に加え、今までは申請が必要であった2割の軽減についても、申請する必要がなくなります。

★低所得者減免の内容が拡大されます

- 次の要件にあてはまる世帯は減免額が拡大されます。これについても、申請が不要になります。
- 1) 世帯主が被保険者であり、被保険者全員が市県民税非課税かつ固定資産税額が2万円未満の世帯は、軽減後の均等割および平等割が2割(改正前1割)減免されます。
 - 2) 世帯主が被保険者であり、被保険者全員が市県民税非課税かつ固定資産税額が2万円未満の世帯で、国民健康保険税の所得割が課税されない世帯は、均等割および平等割が2割(改正前1割)減免されます。
- ※これらの軽減や減免を受けるためには、国民健康保険加入者全員の所得申告が必要です。

★後期高齢者医療制度ができたことによる国民健康保険税の緩和措置

- 後期高齢者医療制度により、国民健康保険税が急激に増加することがないように、次のように緩和されます。
- ①低所得者に対する軽減についての緩和措置
軽減の判定をするとき、75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行しても、5年間は移行した方の人数・所得を含めて判定します。
 - ②平等割で賦課される国民健康保険税の軽減
75歳以上の方が後期高齢者医療制度へ移行することによって単身世帯になる場合には、「医療分」と「支援分」にかかる平等割を5年間2分の1にします。
 - ③社会保険などで扶養されていた方の国民健康保険税の減免
社会保険などに加入している方が後期高齢者医療制度へ移行することによって、その被扶養者の方が国民健康保険に加入する場合には、新たに国民健康保険税を負担することになるため、その方(65歳以上)について2年間減免します。